第８９号議案

第八十九号議案

江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年十一月二十四日

提出者　江戸川区長　斉藤　猛

江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成十一年十二月江戸川区条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「若しくは不用品」を「、不用品」に改め、同条第二項中「区の」を「江戸川区（以下「区」という。）の」に改める。

別表の一の表一の項中「四十六円」を「五十三円」に改め、同表二の項中「四十六円」を「五十三円」に、「八十七円」を「百円」に改め、同表三の項中「四十六円」を「五十三円」に改める。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、令和九年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正前の江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第五十三条第一項の規定に基づき交付した有料ごみ処理券については、施行日以後一月の間は、この条例による改正後の江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第五十三条第一項の規定に基づき交付したものとみなす。

第８９号議案

（説明）

廃棄物の排出者に適正な負担を求めるため、廃棄物処理手数料を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。